

第1回文化財防災ワーキンググループにおける委員の主な意見

令和7年11月10日及び14日に、第1回文化財防災ワーキンググループを開催し、文化財防災に関する事項について、有識者より意見を伺った。

第1回文化財防災ワーキンググループ

開催日：令和7年11月10日（月）及び14日（金）

開催方法：オンライン

出席者：独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター 研究員 後藤知美

山形文化遺産防災ネットワーク 代表 佐藤琴

山形文化遺産防災ネットワーク 世話人 土屋明日香

山形大学工学部 教授 永井康雄 (五十音順、敬称略)

（主な意見）

【平時からの取組み】

- 実効性のある取組みを進めていくことが肝要。
- 災害発生時の連絡体制をあらかじめ整備し、具現化しておくことが重要。建造物の場合には、建築土会や建築学会などがあげられるが、関係団体と平時からネットワークを構築しておき、担当者の顔が見える関係性にしておくことが必要。
- 文化財リストの整備や一時保管場所の確保等については、市町村が主体となって行うことになるが、県がどのような支援ができるか検討すべき。

【災害発生時の対応】

- 被災時、文化財の所有者・管理者は、ボランティアセンター等に相談することも多いため、社会福祉協議会等に被災文化財に係る相談窓口の周知を行うと効果的。
- 被災文化財に係る相談窓口として、将来的には県立博物館がその機能を持つことも考えられる。
- 大規模災害発生時には、近隣県からの応援も必要となる。
- 平時と同様に、文化財の種別ごとに対応方法、対応のタイミングが異なる。最初に対応が必要なものは有形文化財になる。
- 未指定文化財への対応については難しい課題であるが、検討するのが望ましい。

山形県文化財保存活用大綱変更案に盛り込むべき事項（文化財防災の観点から）

1 平時からの取組み

- 未指定文化財も含めた文化財リストの作成・整備の推奨。
- 災害発生時の被災文化財の一時保管場所、搬送体制の検討。

2 災害発生時の対応

(発災直後（災害応急対策))

- 文化財の所有者・施設管理者は、人命の安全確保を第一に行う。
- 県は、人命の安全確保がなされた後、市町村を経由して文化財の所有者・管理団体から被害情報を集約する。集約した情報について、県は文化庁・関係団体に情報提供を行う。
 - ※市町村による被害把握が困難と想定される場合、県が職員を現地派遣し、被害状況を調査。
 - ※現場に直行し、状況確認、文化財の所有者へ除却や廃棄をせず保存に努めてもらうよう依頼。
- 大規模災害時は、必要に応じて、近隣県に相互応援協定に基づく協力を依頼する。
- 集約した文化財の被災状況を踏まえ、文化財保全の緊急性を勘案し、文化財の種別ごとに救出の優先順位や手法を検討する。
- 県、市町村、関係団体（山形文化遺産防災ネットワークや山形県建築士会等）が協力し、応急の防災活動・搬出や建造物の被災状況調査等を実施する。
- 発災直後の混乱時において、文化財所有者等からの被災文化財に係る相談等に適時適切に応じられるように、県は災害ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会等）と連携し、相談先を周知する。

(復旧・復興)

- 県は、文化財の修復に必要な助言・指導を行う。
- 県は、復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の支援を行う。

3 特に対応に留意する文化財

○建造物

倒壊若しくは倒壊の恐れがある建造物について、立入禁止にするとともに、容易に解体されないよう、所有者、管理者へ呼びかけを行う。

ヘリテージマネージャー、被災建物応急危険度判定士を擁する民間団体と、災害時の応急的な修理方法について協力連携を進めていく。

○有形民俗文化財

衣食住、生業、信仰等に用いられる有形民俗文化財は、被災した場合、廃棄されてしまう危険性が高い。廃棄しないよう呼びかけるとともに、平時から文化財リストを作成するなどして所有者等に文化財としての価値を認識してもらう必要がある。

○無形民俗文化財

大規模な災害発生後、祭礼や行事等に使用する道具類の被害の把握、無形民俗文化財保存団体の状況把握が必要。被害状況が目に見えづらいことから、意識して被害状況を把握していく。

4 その他（対応事例）

令和6年7月25日からの大雨による新庄ふるさと歴史センターの被災文化財への対応フローを盛り込む。